

## 中津市夏休み児童クラブのご案内（県中津総合庁舎・大幡小学校）

中津市では、長期休業期間限定の児童クラブを実施しています。利用を希望される方は、下記の URL 又は QR コードからお申し込みください。

電子での申請が難しい場合、郵送での申請、市役所での申請が可能ですが、まずは子育て支援課までご連絡ください。

**令和 5 年度より、※利用料金が日額から固定額に変更となりました。**

### ■ 申込受付スケジュール

#### 申込受付期間

**1 次：6 月 11 日（水）～6 月 25 日（水）**

**2 次：6 月 26 日（木）～7 月 2 日（水）**

※1 次申込で定員に達した場合は、2 次申込で申込まれた方の入所の受け入れが困難な場合があります。

※申し込み忘れ等により 2 次申込に間に合わなかった場合は、原則入所の受け入れができませんので、ご了承ください。

※大幡小学校での利用を希望される場合、入所調整を行う可能性があるため、就労証明書が必要です。事前にご準備ください。

#### （1）電子申請

<p>&lt;申込方法&gt; URL QR コード</p>	<p><a href="https://logoform.jp/f/So0KS">https://logoform.jp/f/So0KS</a></p> 
<p>入所申込みの結果</p>	<p>申し込み後、受付完了メールが届きます。 受付完了メールの本文リンクから入所の結果をご確認ください。 <b>6 月 2 7 日（金）</b>より随時、入所結果を更新します。 <b>※入所結果を電話等でご連絡することはありません。必ず、受付完了メールからご確認ください。</b> ※申し込み後、受付完了メールが届かない場合、迷惑メールに振り分けられていないかご確認ください。 ※辞退する場合も、受付完了メールまたは HP 記載の辞退フォームからお手続き可能です。</p>
<p>入所のしおり</p>	<p><b>入所までに必ず内容をご確認ください。</b></p>

#### （2）電子申請が難しい場合

「夏休み児童クラブ利用申込書」を子育て支援課までご提出ください。

※利用定員を超える場合、就労状況、児童の学年や世帯状況などにより厳正に審査を行いますのでご理解いただきますようお願いいたします。

<中津総合庁舎>

## ■ 開設場所

- **大分県中津総合庁舎附属棟** (中津市中央町 1-5-16)  
※中津総合庁舎の入口から入り、一番手前の建物
- **大幡小学校**(中津市大貞 209-2)  
※北校舎3階音楽室



## ■ 各開設場所の詳細は以下のとおりです

	中津総合庁舎	大幡小学校
対象 児童	小学校 1～3 年生 (定員 80 名程度)	小学校 1～3 年生 (定員 30 名程度)
	※父母や同居の祖父母などが、仕事や病気などの理由により、夏休み中の保育が必要な方 ※春休み児童クラブの利用料および保険料に滞納のない方	
期間	令和 7 年 7 月 22 日(火)～8 月 22 日(金)	
	土日祝日および 8 月 13 日 (水) ～15 日(金)を除く	土日祝日および 8 月 12 日 (火) ～15 日(金)を除く
日時	8 : 00～18 : 00	8 : 00～17 : 00
費用	10,540 円 (うち保険料 540 円)	8,140 円 (うち保険料 540 円)
	※入所決定後、夏休み児童クラブの初日までに納付書を郵送します。 必ず納期限内に金融機関又は市役所、各支所にてお支払いください。 ※欠席の場合、日割り計算となりませんのでご了承ください。	

### 【送迎についてのお願い】

- ・ **開所時間の 8 時より前の送迎は、児童の安全確保の観点からご遠慮ください。**
- ※【県中津総合庁舎のみ】 **児童の安全管理上、朝 9 時以降は玄関を施錠します。**児童クラブの安全な運営のためご理解、ご協力をお願いします。送り出しが 9 時を過ぎる場合はクラブにご連絡ください。支援員が開錠し受付を行います。
- ・ 児童の安全確保のため、**保護者の送迎が原則**です。保護者の送迎が困難な場合は、代理の方の対応をお願いします。なお、**お迎えが度々閉所時刻を過ぎる場合は、利用を取り消す場合がありますのでご了承ください。**
- ※【大幡小学校のみ】保護者の送迎を原則としますが、保護者の承諾がある児童のみ、送迎なしでの通退所が可能となります。児童のみで通退所する場合は、夏休み児童クラブ初日に支援員まで申し出てください。また、夏休み児童クラブは通退所中の事件や事故等に関し一切の責任を負いません。

## ■注意事項

- ※ 次の場合には、利用を取り消すことがあります。
  - 利用児童が、夏休みの保育を必要とする状況ではなくなったとき
  - 他の児童への暴力行為もしくは集団行動へ著しく支障をきたす行為があるとき
  - その他、児童クラブの決まりごとや注意事項を守らないなど、管理運営上支障があるとき
- ※ 春休みに利用された方も夏休みは別途申し込みが必要です。
- ※ 春休み児童クラブの利用料および保険料が未納となっている方は入所できません。
- ※ 給食はありませんので、お弁当が必要です。十分な量のお茶やお水などについてもご準備ください。
- ※ 15時頃におやつ時間を設けますので、ご家庭での準備をお願いいたします。また、アレルギー症の対策のため、児童同士でのお弁当やおやつ分け合いはできませんので、ご家庭での指導をお願いいたします。
- ※ 災害・感染症等の理由により、子育て支援課が児童クラブを閉所すべきと判断した場合は、閉所になることがあります。

問合せ先：中津市役所 子育て支援課 子育て支援係  
〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3 (TEL : 0979-33-7026)